

助成要件

- ア 対象住宅
一戸建て新築住宅（注文住宅、建売住宅）、中古住宅、併用住宅（居住部分1／2以上）
- イ 助成対象者
自ら居住する目的で市内に新築または中古住宅等を購入する方で、次のいずれにも該当する方
- ▶令和4年4月1日以降の契約であること
 - ▶令和5年2月28日までに対象住宅に入居し、住民登録が可能であること
 - ▶居住開始日から継続して5年以上の居住が見込まれること
 - ▶町内会へ加入すること
 - ▶納期の到来した市税その他当市に納付すべき公共料金等の滞納がないこと
 - ▶三沢市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

助成金額の算出方法

- ア 住宅の取得経費に応じて下表のとおり定額で助成します。
※新築及び新築以外の住宅の区別はありません。
- イ 住宅取得に伴う土地取得経費についても定額で助成します。
※令和4年3月31日以前の支払済経費については対象となりませんのでご注意ください。
- ウ 申請者（契約者）が一定の要件を満たす場合、助成額を加算して交付します。

住宅の取得について

区分	住宅の取得経費	助成額（定額）	
		市内事業者からの取得	市外事業者からの取得
A	25,000,000円以上	100万円	50万円
B	20,000,000円～24,999,999円	70万円	35万円
C	15,000,000円～19,999,999円	50万円	25万円
D	14,999,999円以下	30万円	15万円

土地の取得について

区分	土地の取得経費	助成額（定額）
A	10,000,000円以上	100万円
B	7,000,000円～9,999,999円	70万円
C	5,000,000円～6,999,999円	50万円
D	4,999,999円以下	30万円

助成額を加算について

加算内容		加算額	備考
転入加算	市外からの転入	50万円	平成29年4月1日以降に転入した方
	県外からの転入（上記金額へ加算）	30万円	平成29年4月1日以降に転入した方（県外から県内の各市町村を経由して、転入した方も対象となります。）
いずれも令和4年4月1日以降に転入する場合は、令和2年4月1日以降に転出した方は対象になりません。			
年齢加算		50万円	令和4年4月1日現在、40歳未満の方

受付と申請方法

		前期	後期
受付	期間	5月16日(月)～20日(金) 9:00～16:00	10月3日(月)～7日(金) 9:00～16:00
	場所	受付初日のみ 市役所本館4階 受付2日目以降 市役所本館2階	大会議室 政策調整課
申請	予算額	6,500万円	6,500万円
	方法	持参または郵送(郵送の場合は到着日が申請日) ※書類に不備がある場合は受付できないことがあります。	
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間中の申請であれば受付の順番は問いません。(例:5/16受付と5/20受付は同じ「前期受付」として取扱います。) ・申請額が上記予算額に達した場合は、(前期・後期それぞれの)受付期間中の申請者全員を対象に、後日抽選を行います。 ・前期受付に申請し、抽選ではずれた方は、後期受付にも申請可能です。 ・前期受付で予算に残額が生じた場合は、残額を後期受付の予算額に追加します。 ・抽選結果等については、三沢市移住サイトに掲載します。 	



申請前に必ずお読みください!

- ・契約金額の減額等により、取得経費が表の区分から変更(例:A→B)となった場合、変更申請が必要となり、助成額も減額となります。※増額に伴う変更はできません。
- ・実績報告書の提出期限は令和5年2月28日【厳守】です。提出が遅れた場合は助成金を交付することができません。
- ・居住開始日から5年未満で対象住宅から転居(貸与、売却等も含む)した場合、助成金を返還していただくことになります。
- ・令和3年度より当市から発出する文書はすべて申請者宛てに送付しております。
- ・事前相談は、随時受付けております。まずはお電話いただき、来庁される場合は来庁時間のご予約をお願いいたします。
(※申請の際、書類に不備がある場合は、受付できないことがございますので、早めの事前相談をお勧めいたします。)

【お問合せ先】

三沢市役所 政策調整課

TEL 0176-53-5111 (内線531.532)

FAX 0176-52-5656

Mail msw_kikaku@misawashi.aomori.jp